

第3編 津波対策編

第1章 総則

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する「吉田町地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、「地震対策編」によるものとする。

また、「復旧・復興対策」については、<第1編 共通対策編 第4章「復旧・復興対策」>によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策
第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 吉田町

処理すべき事務又は業務	
ア	津波防災に関する組織の整備
イ	自主防災会の育成指導、その他住民の津波対策の促進
ウ	防災思想の普及
エ	防災訓練の実施
オ	津波防災のための施設等の緊急整備
カ	大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
キ	避難指示に関する事項
ク	消防、水防、その他の応急措置
ケ	応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
コ	災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
サ	緊急輸送の確保
シ	食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
ス	その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

第3編 津波対策編

<第1章 総則>

2 静岡市消防局

処理すべき事務又は業務	
ア	津波予警報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
イ	住民の安全避難の確保
ウ	消防施設、消防体制の整備又は点検
エ	被災者の救助、救援に関すること
オ	津波対策活動中の火災防御
カ	他消防機関への応援要請

3 静岡県

処理すべき事務又は業務	
ア	津波防災に関する組織の整備
イ	自主防災会の育成指導、その他県民の津波対策の促進
ウ	防災思想の普及
エ	防災訓練の実施
オ	津波防災のための施設等の緊急整備
カ	津波警報・注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
キ	避難指示に関する事項
ク	水防その他の応急措置
ケ	応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
コ	災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
サ	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
シ	緊急輸送の確保
ス	食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
セ	市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害応急対策の連絡調整
ソ	その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 静岡県警察

機関名	処理すべき事務又は業務
牧之原警察署	ア 津波情報等の受理、伝達 イ 津波情報等の広報 ウ 危険区域への立入規制及び警備 エ 避難指示に関する事項 オ 緊急道路確保のための交通規制 カ 応急の救護を要すると認められる者の救護 キ 犯罪の予防、混乱の防止等、社会秩序の維持

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団 (浜松基地) ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

6 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
総務省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 カ 非常通信協議会の運営に関する事
財務省 東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事
厚生労働省 静岡労働局（島田労働基準監督署）	ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
農林水産省 関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事 イ 応急用食料・物資の支援に関する事 ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する事 エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事 オ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事 カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関する事 キ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事 ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事 ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事 コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事 サ 被害農業者に対する金融対策に関する事

第3編 津波対策編

<第1章 総則>

機関名	処理すべき事務又は業務
農林水産省 関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関する こと イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、 次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業 実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエ ゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地 方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大 の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う とともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図り つつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊 急輸送路の確保
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理 空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提 供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システ ムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成する ため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台	ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又 は通報並びに解説

機関名	処理すべき事務又は業務
(静岡地方気象台)	イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区 海上保安本部	ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被害状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (浜松事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社 (吉田郵便局)	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整

第3編 津波対策編

<第1章 総則>

機関名	処理すべき事務又は業務
	備をすすめること
中日本高速道路株式会社	ア 交通対策に関すること イ 災害応急対策に関すること
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力パワーグリッド株式会社（島田営業所）	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するための事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施
一般社団法人静岡県歯科医師会	イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県

機関名	処理すべき事務又は業務
会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
ガス会社	ア 需要家に対するガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部南榛原地区会）	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
しずてつジャストライン株式会社（相良営業所）	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両等の確保
社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊の受入支援

第2節 過去の顕著な災害

古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。

関東大地震（大正12年9月1日）以降の津波の状況は、次のとおりである。

第3編 津波対策編

<第1章 総則>

地震名	項目 発生年月日	津波状況
関東大地震	大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	<ul style="list-style-type: none"> 伊豆地方で地震後 5 分～10 分ぐらいして前後 2 回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より 6.5 m、網代 2.7 m、伊東 4.3 m、多賀 5.6 m、柿崎 4.6 m、外浦 4.1 m、稲取 3.6 m を記録した。 このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三陸沖強震	昭和 8 年 3 月 3 日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24m の津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 cm ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30 cm 位であったが、被害はなかった。
東南海道大地震	昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	<ul style="list-style-type: none"> 熊野灘海岸では波高 10m に達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後 30 分ぐらいで 2.5m の津波がおしよせた。清水では 30 cm の退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2m ぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m 位と推定された。 このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。
カムチャッカ半島沖地震	昭和 27 年 11 月 5 日 02 時 01 分	下田港付近では 5 日 8 時 40 分から津波がはじまり、推定波高 1.5m に達した。石廊崎付近でも 1.2m を観測した。内浦では振幅 30～40 cm を記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和 28 年 11 月 26 日 02 時 48 分	伊東では地震後 18 分で振幅 14 cm の津波がおしよせた。石廊崎で 60 cm、内浦で 13 cm、清水で 21 cm が観測されたが被害はなかった。
チリ沖地震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間位して津波がおしよせた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現われはじめ、最大振幅 140 cm であった。内浦 214 cm、清水 217 cm、御前崎 380 cm、舞阪 79 cm が観測された。 このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から 23 時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18cm であった。下田港 43cm、内浦 32cm、清水 21cm、御前崎 54cm、舞阪 20cm が観測された。 これにより、下田市で住家 8 棟が床下浸水した。
平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	<ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報 (大津波) が発表され、御前崎で最大波高 144 cm、沼津市内浦で 134 cm、清水 93 cm、南伊豆町石廊崎で 71 cm、舞阪 73 cm、焼津 83 cm を観測し、下田市では住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州

沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きく、津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

第3節 予想される災害

本町に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）についても発生することを想定する必要がある。

1 静岡県第4次地震被害想定

静岡県では、地震によって県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するため次表に示すケースについて地震被害想定を実施した。

試算については、本県において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象としている。

なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

また、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

【想定の対象とした二つのレベルの地震・津波】

区分	内容
レベル1の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

【本想定の対象とした地震・津波】

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 （内閣府（2012））

第3編 津波対策編

<第1章 総則>

	宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府2013)

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注) 内閣府(2012): 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告について(以下同じ))

内閣府(2013): 首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

【被害想定の結果】

<第2編 地震対策編 第1章 総則 第3節 予想される災害>のとおり。

2 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

(1) 概要

- ア 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。
- イ 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。
- ウ 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。
- エ 過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。

(2) 特徴等

- ア 津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。
- イ 遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。
- ウ 遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となる場合がある。

エ 遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第2章 平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。

第1節 防災思想の普及

【防災課、学校教育課、関係各課】

＜第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第4節「防災知識の普及計画」＞に準ずる。

第2節 自主防災活動

【防災課】

＜第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第8節「自主防災会の育成」＞に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

【防災課、関係各課】

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

町民は、自主防災会及び事業所等の防災組織の構成員として町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 吉田町

町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。

そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、町に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災会と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとし、住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

区 分	内 容
津波避難訓練	ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波避難訓練を実施する。 イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。

2 静岡県（※県計画参考）

県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。
 県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

第4節 津波災害予防対策の推進

【関係各課】

町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。また、町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。

1 避難誘導體制の確保

（1）避難計画の策定

町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	本町が実施した1000年に一度の大津波を想定した津波シミュレーションの結果及び静岡県第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、津波避難施設、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

ア 避難誘導體制の整備

町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、津波避難場所、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者本人からの同意を得て、消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報を提供する。

その上で、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

町は、防災対策や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に町が、消防機関による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

- (7) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (イ) 津波からの避難誘導
 - (ロ) 自主防災会等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

イ 要避難地区における予防措置

要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措置を講ずる。

区 分	内 容
ハザードマップ ・津波避難計画等 の整備促進	本町が実施した 1000 年に一度の大津波を想定した津波シミュレーションに基づき作成した「吉田町津波ハザードマップ」を周知するとともに、「吉田町津波避難計画」を作成し、町民への配布、海拔標示等を行う等、町民等への広報に努める。
避難方法等の周知	町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。
避難対策	<p>ア 町長は、海岸、漁港の管理者と協議して、津波避難場所等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。</p> <p>イ 町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。</p> <p>ウ 町は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設の整備を管理者へ要望するとともに誘導のための標識板等の整備に努める。</p>
警戒宣言発令時	町長は、「警戒宣言が発せられた場合には、町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ津波避難場所等へ避難する。」等、町民の

	とるべき行動について周知徹底に努める。
地震発生時	<p>町長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。</p> <p>また、立ってられないほどの強い地震が起こった場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、津波避難タワー、津波避難ビル、高台等の津波避難場所等へ避難する等、町民のとるべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>津波避難施設指定状況及び整備状況については、【資料1. 3-22】のとおりである。</p>

2 津波に強いまちづくり

本町は以下のとおり、津波に強いまちづくりを推進する。

ア	津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として地域の実情を踏まえつつ、避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
イ	浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。
ウ	地域防災計画、都市計画、立地適性化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。
エ	町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
オ	津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
カ	行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
キ	最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
ク	“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組（物資供給拠点確保事業・企業活動維持支援事業）を推進し、防災拠点機能の確保を図る。
ケ	多目的広場及び海浜回廊等（シーガーデン）を整備し、海岸線の防災機能の強化を図る。
コ	町民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。
サ	津波警報等の情報が、町民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。
シ	町は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

<p>津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項</p>	<p>【町地域防災計画に定める事項】</p> <p>ア 町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>⑤ ①～④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>イ 町防災会議は、町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> <p>ウ 町防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、ア②の避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法をア①に掲げる事項として定めるものとする。</p> <p>エ 町防災会議は、当町が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項をア②の避難施設に関する事項として定めるものとする。</p> <p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <p>ア 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを町長に報告するものとする。</p> <p>①津波発生時における避難促進施設の防災体制</p> <p>②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導</p> <p>③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施</p> <p>④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項</p> <p>イ 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は指示等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</p>
-------------------------------	--

津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項	ア 県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限するものとする。 イ 県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を規制するものとする。
--------------------------	--

3 津波避難施設等の整備

町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、津波避難施設等の整備等を実施する。

なお、津波避難施設等の整備に当たっては、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短期間で避難が可能となるよう努めるものとする。

また、施設の安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善、町民への周知に努めるものとする。

町は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。

区 分	内 容
津波標識の設置	ア 町内の津波避難タワー等の津波避難施設に津波誘導 LED 照明を設置するとともに、周辺道路に案内板を設置する。 イ 町内の電柱、案内標識、都市公園、町営住宅等に標高表示板を設置する。
津波避難施設等の拡充	ア 避難困難地域に避難街区を設定し、避難街区ごとに津波避難施設を確保することで避難困難地域の解消に努める。平成 24 年度から平成 25 年度にかけて津波避難タワーを整備した。【資料 1. 3-22】参照 イ 県営吉田公園来園者の緊急的な避難場所を確保するため、公園内に平常時の公園利用や景観に配慮した「命山」を建設した。（県施工）
津波避難施設等の整備	ア 津波避難路を整備する。（避難路となる道路の拡幅、橋りょうの耐震化） イ 吉田漁港東側に、防潮堤の機能と水産振興や漁港施設の保全を図る拠点施設を併せ持つ「多目的広場」を整備する。
施設の質的強化	津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。 管理施設については、定期的に点検を行うものとする。 また、樋門等の閉門の自動化を推進するものとする。
「静岡モデル」防潮堤の整備	国の粘り強い防潮堤の背後に更に盛土して、レベル 2 対応の一体的な構造物を整備する。（国の「駿河海岸整備検討会」による整備方針）
町民への伝達手段の多重化・多様化	津波警報等の情報が、町民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。

4 社会資本総合整備計画

津波による災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急に整備すべき施設等について、社会資本総合整備計画を作成・実施する。

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の計画を策定し、実施した。

第3編 津波対策編
 <第2章 平常時対策>

計画の名称	津波防災まちづくりの推進（防災・安全）			
計画の期間	平成24年度～平成28年度（5年間）			
計画の目標	<p>東日本大震災による津波被害を踏まえ、当町独自に「100年に一度の大津波を想定した津波ハザードマップ」を作成し、浸水域や浸水深など津波被害の危険度を明らかにしたところである。</p> <p>町では、このハザードマップを元に、津波避難計画を作成し津波被害から町民の生命・財産を保全すること、並びに町に所在する企業の生産活動の継続を保障するため、津波避難施設の建設や避難路の整備、漁港を囲む津波堤の強度調査など、ハード・ソフト両面にわたる「津波防災まちづくり」に取り組んでいく。</p>			
計画の成果目標 （定量的指標）	<p>①町独自に想定した津波ハザードマップの浸水予想地域に居住する町民が5分以内に最寄りの津波避難施設へ避難できる割合を100%とする。</p> <p>②大規模災害時において救出・救助、警戒巡視、避難誘導などの活動をするために必要な防災拠点の確保率を100%にする。</p> <p>③浸水予想地域内に確保していた応急仮設住宅建設戸数について、浸水予想地域外に確保する割合を100%にする。</p>			
都市防災総合推進事業				
事業区分	事業名	個別事業	事業年度	
災害危険度判定調査	津波防災施設保全事業	津波堤強度測量調査	平成24年度	
	防災拠点施設整備事業	地震動・建物被害解析調査	平成24年度	
まちづくり活動支援	まちづくり計画策定事業	津波防災まちづくり計画策定	平成25年度	
地区公共施設	避難路整備事業	町道亀の尻線改良	平成24年度	
		町道高島4号線改良	平成24・25年度	
		町道舞台民附線改良	平成24～26年度	
		町道中瀬高畑2号線改良	平成24・25年度	
		町道日の出線改良	平成24・25年度	
		町道中瀬北原1号線整備	平成25・26年度	
		町道東向2号線整備	平成25・26年度	
		町道西の坪大浜1号線整備	平成25～27年度	
		町道平島8号線改良	平成25年度	
		町道下片岡16号線整備	平成26・27年度	
	富士見幹線整備	平成24～28年度		
	防災公園整備事業	防災公園整備	平成24～28年度	
防災まちづくり拠点	避難場所確保対策事業	津波避難タワー	平成24・25年度	
		防災拠点施設整備事業	すみれ保育園整備	平成24・25年度
			消防団詰所整備	平成25・26年度
効果促進事業	防災拠点施設整備事業	すみれ保育園（用地）	平成25・26年度	
		標高標識設置工事	平成24年度	
		防災備品（簡易エアテント）整備	平成24年度	
		防災行政無線機（携帯型）整備	平成24年度	

		消防ポンプ車整備	平成24・25年度
		消防団員ライフジャケット整備	平成24年度
		医療器具類整備	平成24・25年度
		座位入浴機器整備	平成24年度
		避難所ガラス飛散防止対策	平成28年度
東名川尻幹線道路整備事業			
事業区分	事業名	個別事業	事業年度
街路	東名川尻幹線	東名川尻幹線整備事業	平成25年度
	住吉幹線	住吉幹線整備事業	平成26・27年度

5 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定による津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項については、次のように定める。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
住吉地区	避難路その他の避難経路の整備事業	2箇所	平成27年度
川尻地区	〃	1箇所	平成27年度
片岡地区	〃	1箇所	平成27年度

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び町民等の災害応急対策について定める。
 なお、ここに定めのないものについては「地震対策編」及び「共通対策編」に準ずる。

第1節 防災関係機関の活動

【各部】

津波発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 吉田町

区分	内 容
	ア 町長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、災害対策本部を設置する。 イ 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 ウ 本部長（町長）は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。
吉田町災害対策本部	組織等については、吉田町災害対策本部条例（昭和37年9月21日条例第16号）の定めるところによる。 【資料1.3-4】参照 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 被災者の救助、救護、その他の保護 オ 施設及び設備の応急の復旧 カ 防疫その他の保健衛生 キ 避難指示又は警戒区域の設定 ク 緊急輸送の実施 ケ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整 コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 シ 自主防災会との連携及び指導 ス ボランティアの受入れ
消防水防機関の措置	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 津波避難場所の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の津波避難場所への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災会との連携、指導、支援

2 静岡市消防局

処理すべき事務又は業務
吉田町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難指示の伝達

3 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
総務省 東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省 静岡労働局	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省 関東農政局	ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること イ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省 関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所)	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (エ) 営繕施設対策等 (オ) 電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団

第3編 津波対策編
 <第3章 災害応急対策>

機関名	災害応急対策として講ずる措置
	<p>体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</p> <p>ウ 地理情報システムの活用を図る。</p>
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置</p> <p>ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>
海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</p> <p>イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保</p> <p>ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置</p> <p>オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p>カ 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p>キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被害状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省 南関東防衛局 (浜松事務所)	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

(2) 指定公共機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社 東海支社 (吉田郵便局)	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施。 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行

第3編 津波対策編
 <第3章 災害応急対策>

機関名	災害応急対策として講ずる措置
佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

(3) 指定地方公共機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
ガス会社	ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会 (中部支部南榛原地区会)	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

機関名	災害応急対策として講ずる措置
静岡エフエム放送株式会社	
一般社団法人静岡県トラック協会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊の受入支援

第2節 情報活動

【総務部】

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第4節「通信情報計画」>に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編第4章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。

1 津波情報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波	予想される津波の高さが高いところで	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸
		5m<高さ≤10m	10m		

第3編 津波対策編
 <第3章 災害応急対策>

種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
警報	3mを超える場合。	3m<高さ≤5m	5m		部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合。	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかった場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。

そのうち、静岡県が属する津波予報区は、【資料3. 3-1】のとおりである。

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(m単位)または2種類の定性的表現で発表 ([発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照])
各地の満潮時刻・津波到達	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表

予想時刻に関する情報	
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1) 津波観測に関する情報の発表内容

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定された津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定された津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
		での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定された津波の高さ $\geq 1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定された津波の高さ $< 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

エ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

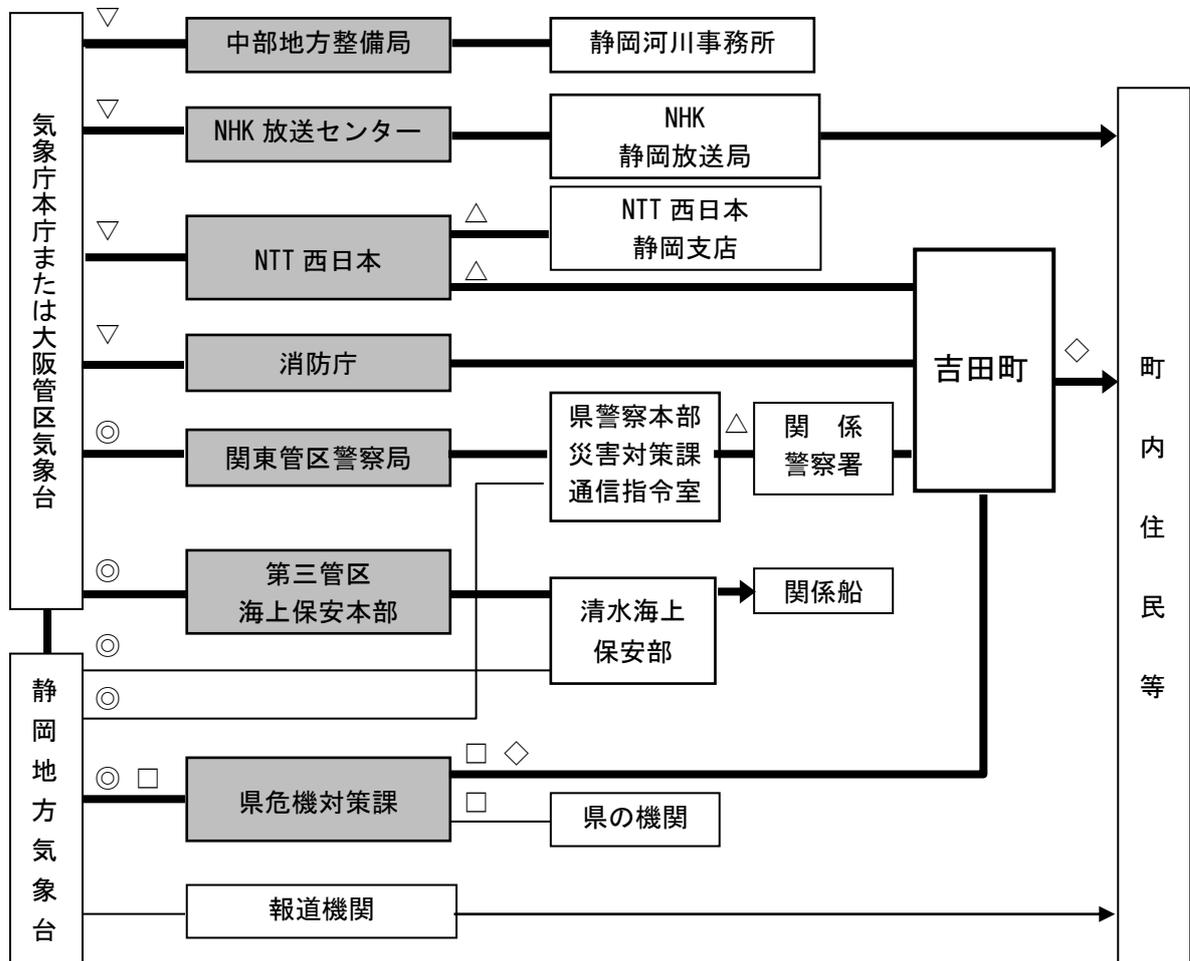
【津波予報の発表基準と発表内容】

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海

報に含めて発表) 水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 津波情報等の伝達系統図

関係機関から本町及び町内住民への津波情報等の伝達系統等は、次のとおりである。



- ◎ : 防災情報提供システム
 - : 専用電話・FAX
 - △ : 加入電話・FAX
 - ▽ : オンライン（アデス経由）
 - : 県防災行政無線
 - ◇ : 市町村防災行政無線
- 法令（気象業務法等）による通知、周知の系統
 地域防災計画、行政協定による伝達系統
 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。

第3節 広報活動

【総務部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」>に準ずる。

第4節 災害の拡大防止活動

【静岡市消防局、土木部、地区連絡部】

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、町、自主防災会並びに町民が実施すべき事項を示す。

1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を以下に示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、町の水防計画の定めるところによる。

区 分	内 容
水防管理者及び水防管理団体の活動	<p>ア 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、町長の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を牧之原警察署長に通知する。</p> <p>イ 水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。</p> <p>ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。</p>
水防活動の応援要請	<p>ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</p> <p>(ア) 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者若しくは消防長に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 水防管理者は、必要があれば県に対し応援を求める。</p> <p>(ウ) 水防管理者は、水防のために必要があるときは、牧之原警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>イ 町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県災害対策本部に対し自衛隊の派遣要請を要求する。</p> <p>(ア) 応援を必要とする理由</p> <p>(イ) 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>(ウ) 応援を必要とする場所</p> <p>(エ) 期間その他応援に必要な事項</p>

2 人命の救出活動

(1) 基本方針

- ア 津波災害発生時においては、津波の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町及び県は適切な措置を講じ、町民等の生命、身体の安全確保に努める。
- イ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては要配慮者等に配慮するものとする。
- ウ 避難対策の周知に当たっては、町民等においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 実施内容

実施主体	内 容
町	ア 町長は、町職員及び消防団を動員し負傷者を救出するとともに、静岡市長に対して必要な対応を要請する。 イ 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。 (ア) 応援を必要とする理由 (イ) 応援を必要とする人員、資機材等 (ウ) 応援を必要とする場所 (エ) 応援を必要とする期間 (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災会、事業所等	自主防災会及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 ウ 自主防災会と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 オ 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第5節 避難活動

【統括部、総務部、地区連絡部、関係各部】

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

(1) 基本方針

- ア 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町及び県は適切な措置を講じ、町民等の生命、身体の安全確保に努める。
- イ 情報の提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては要配慮者等に配慮するものとする。
- ウ 災害が発生した場合は、要配慮者本人の同意の有無に関わらず、「避難行動要支援者名簿」を活用して避難誘導を実施する。ただし、名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、町においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- エ 避難対策の周知に当たっては、町民等においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

区 分	内 容
情報活動	町、静岡市消防局、県及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は、<本章 第2節「情報活動」>に準ずる。
広報活動	町、静岡市消防局、県及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は、<本章 第3節「広報活動」>に準ずる。また、自主防災会等の協力を得て、災害時要配慮者への的確な情報提供に配慮する。
津波情報の入手	町民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、テレビ、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

(3) 避難のための指示

区 分	内 容
指示の基準	<ul style="list-style-type: none"> ア 町長は、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の町民等に対し、避難指示を発令する。 イ 警察官又は海上保安官は、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町長から要請のあったときは、町民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。 ウ 知事は、災害の発生により町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難指示（以下、「指示」という。）

区 分	内 容
	<p>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している町民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p>
指示の内容	<p>避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>
指示の伝達方法	<p>町長又は知事は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の自主防災会等の責任者へ通報する。また、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、消防機関等の協力を得て町民等に伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p>

(4) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

区 分	内 容
「津波注意報」が発表された場合	<p>津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとるものとする。</p> <p>ア 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、町民等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、避難指示については、<本節 避難活動 1 (2)「避難のための指示等」>に準ずる。</p> <p>イ 町民、漁業関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、テレビ・ラジオによる報道及び町が広報する情報に注意するよう呼びかける。</p> <p>ウ 海水浴客、釣り及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。</p>
「大津波警報」・「津波警報」が発表された場合	<p>直ちに町民、漁業関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	<p>直ちに要避難地区にある町民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>
「津波注意報」又は「津波警報」は未発表だが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	<p>ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</p> <p>イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビによる報道を聴取するものとする。</p> <p>ウ 避難の指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、町長は町民、漁業関係者等に対して避難指示を伝達するな</p>

第3編 津波対策編

<第3章 災害応急対策>

区 分	内 容
	どの必要な措置をとる。また、海水浴客等に対して避難の伝達に努める。
遠地津波が発生した場合	<p>ア 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。</p> <p>イ 津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。</p> <p>ウ 町民、漁業関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</p>
住民等が実施する自衛措置	<p>海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、津波避難場所等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。</p> <p>海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。</p>
近隣市町への避難	津波警報が気象庁により発表された場合などは、近隣市町の協力により、一時的に町外へ避難することができるものとする。

(5) 警戒区域の設定

区 分	内 容
設定の基準	<p>ア 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を町長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。</p>
規制内容 実施方法	<p>ア 町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。</p> <p>イ 町長、警察官及び海上保安官は協力し町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</p>

(6) 避難方法等

区 分	内 容
避難地への町職員等の配置	町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により町長は警察官の配置を要請する。

区 分	内 容
避難の方法	<p>災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。</p> <p>ア 要避難地区の町民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</p> <p>イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設（津波避難タワー等）へ避難する。</p> <p>ウ 要避難地区以外の町民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
幹線避難路の確保	<p>町は、職員の派遣及び警察官・自主防災会等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</p>
避難地における業務	<p>ア 要請等により避難地に配置された町職員等は自主防災会等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>(ア) 津波等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>(イ) 津波等に関する情報の伝達</p> <p>(ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>(エ) 必要な応急救護</p> <p>(オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>イ 町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>ウ 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</p>
避難状況の報告	<p>町は、自主防災会及び避難地の施設管理者等へ次に掲げる避難状況の報告を求めるとともに、避難状況について県へ報告する。</p> <p>ただし、要避難地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告 （危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。）</p> <p>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>(ウ) 町等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告（避難完了後、速やかに行う。）</p> <p>(ア) 避難地名</p> <p>(イ) 避難者数</p> <p>(ウ) 必要な救助・保護の内容</p> <p>(エ) 町等に対する要請事項</p>

2 避難所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

- ア 町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定められた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。
- イ 避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定められたルールやマニュアル、町の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

(2) 実施内容

区 分	内 容
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所	<p>ア 津波などの危険のない地域に設置する。</p> <p>イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。</p> <p>(ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物</p> <p>(イ) あらかじめ協定した民間の建築物</p> <p>(ウ) 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災会等が設置するものを含む。）</p> <p>ウ 障害のある人、高齢者、乳幼児等要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。</p> <p>エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。</p> <p>オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。</p> <p>カ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。</p>
福祉避難所	<p>ア 町は、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。</p> <p>イ 町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>ウ 町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>エ 町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>オ 町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人</p>

区 分	内 容
	<p>材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p>
2 次的避難所	<p>ア 2 次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</p> <p>イ 町及び県は、大規模な災害により多数の町民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</p> <p>ウ 町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</p>
設置期間	<p>町長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。</p>
避難所の運営	<p>ア 自主防災会の会長及び班長等から避難所責任者を定め、避難所である学校等施設の管理者の協力を得て、自主防災会等による自主的な避難所の運営に努める。</p> <p>イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>エ 自主防災会は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。</p> <p>オ 運営が軌道に乗り次第、町、自主防災会及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。町、自主防災会及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。</p> <p>カ 町は、援護が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。</p> <p>キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ医療関係者の派遣や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。</p> <p>ケ ペット同行避難者の避難所への避難誘導とともに、避難所におけるペット保管場所の設置に努める。</p>
その他	<p>ア 災害救助法に基づく県の実施事項は、<共通対策編>による。</p> <p>イ 県管理施設の避難所としての利用については、<共通対策編>による。</p>

第6節 広域応援活動

【統括部】

広域激甚な災害に対応する町、県、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 行政機関及び民間団体の応援活動

区 分	内 容	
県に対する 応援要請等	町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは県に対し次の事項を示し応援、又は災害応急対策の実施を要請する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項	
指定行政機関 等に対する災 害応急対策の 実施の要請	ア 町長は、災害応急対策等のため、必要があると認めたときは、県に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請を行う。 イ 町長は、災害応急対策等のため必要があると認めたときは、県に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求める。	
民間団体等 に対する応援 要請	応援協力要請の 対象となる民間 団体等	町長は、次の団体に対し直接又は県を通じて応援の要請を行う。 ア 女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 ウ あらかじめ協定を締結した団体等
	応援協力要請の 時期及び要請事 項	本部長は、災害時応急対策を実施するため必要があると認めたととき、次の事項を示して応援を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 食料、生活必需品、応急資機材等の提供 ウ 作業内容及び集合場所 エ 応援を要請する期間 オ その他、応援協力要請に関し必要な事項
	応援の受入れ等	応援の受入れ等については、<共通対策編>に準ずる。
他の市町長に 対する応援要 請	町長（消防の事務委託に係る部分は静岡市長）は、町域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めたときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。また、「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。	
応援要員の受	防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応	

区 分	内 容
入れ体制	援要員を導入した場合、町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

2 自衛隊の支援

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し自衛隊派遣に必要な事項を明示した要請書により自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。

(1) 派遣要請

区 分	内 容
派遣要請の 要求事項	ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他町長（本部長）が必要と認める事項
派遣要請の 要求手続	知事に対する要求は、下記のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等及び口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 ア 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 なお、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

第3編 津波対策編
 <第3章 災害応急対策>

(2) 自衛隊との連絡

区 分	内 容			
情報交換	町長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第1航空団と密接な情報交換を行う。			
	機関名	電話番号	県防災行政無線	
			音声	FAX
	陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001
	海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001
航空自衛隊 第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9001 衛星系 8-153-9001	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001	

(3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区 分	内 容
災害派遣部隊の受入れ体制	ア 町長は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 イ 町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 ウ 町長は、作業の実施に必要な物資、資機材の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより県へ物資、資機材の調達を要請するものとする。 エ 町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。 オ 町長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。
災害派遣部隊の撤収	町長は、県災害対策本部及び派遣部隊の長と協議し、派遣の必要がなくなったと認められた場合は、知事に対して派遣部隊の撤収を要請する。
経費の負担区分	自衛隊が災害応急対策、又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は、原則として町が負担するものとする。

3 海上保安庁の支援

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

区 分	内 容
支援要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、町災害対策本部が行う災害応急対策の支援
支援要請手続	知事に対する依頼は、下記ア～エの事項を明示した要請書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やか

区 分	内 容
	に文書により要請する。 ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となる事項 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

第7節 地域への救援活動

【都市環境部・保健部】

日常生活に支障をきたした、罹災者等に対して行う防疫活動について、町、自主防災会、町民等が実施する対策を示す。

1 防疫活動

実施主体	内 容
町	ア 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 イ 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 ウ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第31条に基づき、知事が町に対して生活用水を制限又は禁止すべきことをその管理者に命じた場合、町民に対し生活用水の供給を行う。 エ 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 オ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
町民及び 自主防災会	飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、町及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第8節 重要な施設及び設備等の対策

【関係各部】

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 公共施設等

区 分	内 容	
河川及び海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	施設管理者は、パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	施設管理者は、津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、二次災害の防止	施設管理者は、従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	町は、施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ町内の土木建設業者等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。 【資料1. 3-11】参照
	地域住民への連絡	町は、避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	施設管理者は、パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	水門等の操作	施設管理者は、津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。
	応急措置の実施、二次災害の防止	施設管理者は、危険箇所への立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	町は、必要に応じ町内の土木建設業者等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 【資料1. 3-11】参照
工事中の公共施設、建築物、その他	施設管理者は、津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	

(災害復旧・復興については、<第1編 共通対策編 第4章「災害復旧・復興」>によるものとする。)